

民間クラブチーム 代表者 殿

奈良県中学校体育連盟
会 長 檜原 祥弘
【 公 印 省 略 】

【重要】認定地域クラブ活動の運用開始に伴う

中体連主催大会への出場資格等の確認事項について（通知）

時下、貴クラブにおかれましては、地域のスポーツ振興ならびに子どもたちの健全育成に多大なるご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、国が進めている「学校部活動の地域展開」に伴い、中学校体育連盟（中体連）主催大会への出場資格につきまして、全国規模での大きな見直しが進められております。本年 4 月には、日本中学校体育連盟より「令和 8 年度全国中学校体育大会運営の基本と大会開催基準」が発出され、今後は各市町村から承認された「認定地域クラブ活動」であることが、中体連主催大会への出場要件となることが日本全国で明確に打ち出され、本県におきましても、今年度より「認定地域クラブ」の活動が開始されております。

つきましては、今後中体連主催大会への出場を視野に入れている、あるいは出場を希望される民間クラブチームの皆様におかれましては、この全国的な方針に基づき、「認定地域クラブ」への移行を目指していただきますようお願い申し上げます。

なお、今回の制度変更は大きな改革であるため、皆様が戸惑うことなく段階的にご準備いただけるよう、以下の通り猶予期間が設けられております。大変重要な事項となりますので、必ずご確認くださいませようお願いいたします。

記

「令和 8 年度全国中学校体育大会運営の基本と大会開催基準」より抜粋（8 ページ）

◎地域クラブ活動に所属する中学生

(1) 地域クラブ活動に所属し、都道府県中学校体育連盟またはブロック中学校体育連盟の予選会に参加を認められた生徒であること。

(2) 全国中学校体育大会に参加を希望する地域クラブ活動は以下の条件を具備すること。

① 全国中学校体育大会の参加を認める条件

ア (公財)日本中学校体育連盟の目的及び長年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。

イ 生徒の年齢及び修業年限が我が国の中学校と一致している（中学校に在籍している生徒であること）。

ウ 地域クラブ活動にあっては、日常継続的に代表者もしくは指導資格を有する指導者の指導のもとに、適切に行われていること。

- エ 『部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン』（令和7年12月27日文科科学省）を遵守していること。
- オ 当該競技を管轄する中央競技団体もしくは都道府県競技団体に登録されていること。かつ同じ内容で都道府県中学校体育連盟に登録していること（登録費については、都道府県中学校体育連盟の方針による）。
- カ 都道府県における予選会となる全ての大会において、競技役員や審判など運営上必要な事項に協力すること。
- キ 地域クラブ活動で全国中学校体育大会につながる大会に参加する場合、在籍中学校での大会参加は認めない。その逆も同様である。（夏と冬は別とする）
- ② 全国中学校体育大会に参加した場合に守るべき条件
 - ア 全国中学校体育大会開催基準を守り、出場する競技種目の大会申し合わせ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。
 - イ 全国中学校体育大会参加に際して、地域クラブ活動においては、責任ある代表者もしくは指導資格を有する指導者が生徒を引率すること。また、万一の事故発生に備え、傷害保険等に加入するなどして、万全の事故対策を立てておくこと。
 - ウ 全国中学校体育大会開催に要する経費については、必要に応じて、応分の負担をすること。
 - エ 団体競技における地域クラブ活動名での出場は1チームのみとする（複数のチームの参加はできない）。
- ③ 参加を認めない場合
 - ア 全国中学校体育大会参加申込に際して、参加条件に虚偽の内容が判明した場合は参加を認めない。

◎認定地域クラブ活動に所属する中学生

- (1) 上記「◎地域クラブ活動に所属する中学生」の(1)と(2)に準ずる。
- (2) 認定地域クラブ活動を実施している市区町村において、当該自治体に認定されていない地域クラブ活動は、参加を認めない。（認定制度開始日から2年間は猶予期間とする。）
- (3) 認定地域クラブ活動には「全国中学校体育大会地域クラブ活動の参加資格の特例各競技部細則」は適用されない。

Ⅰ. 今後の県中体連主催大会（県総体・新人大会）出場に関する重要事項（猶予期間について）

- ・認定を受けていない地域クラブ（民間クラブ含む）は、各市町村における「認定開始日」から2年間は猶予期間となります。
- ・認定開始日は、各市町村が「認定制度そのものを開始した日」を起点として、全ての種目に共通して適用されます。よって、猶予期間は競技ごとではなく、市町村の制度開始日に合わせて全種目一律で設定されます。
- ・この猶予期間中は、これまで通り中体連主催大会への出場が可能です。ただし、猶予期間終了後は、認定を受けていないクラブは中体連主催大会に出場できなくなりますのでご注意ください。

2. 認定開始日と各市町村の状況について

- ・奈良県では、「2026年4月1日」が基本の認定開始日とされています。しかしながら、各市町村によって現在の進捗状況や実情が大きく異なることから、現段階で県内一斉に一律のスケジュールで統一することは難しいと考えております。そのため、最終的な認定開始日自体は、各市町村の実情に合わせて設定される予定です。

3. 認定地域クラブ登録を希望される場合の今後の手続きについて

- ・クラブの認定には、すべての認定要件を満たす必要があります。認定要件の詳細につきましては、添付資料の「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」の別冊資料①（令和7年12月文部科学省）を必ず事前にお読みいただき、ご確認ください。
- ・認定要件をご確認のうえ、貴クラブが活動されている市町村の担当窓口（教育委員会等）にて、手続きの詳細をご確認ください。
- ・新規申請に関する具体的なスケジュールや必要書類につきましては、各市町村（教育委員会等）からの案内に従ってお手続きを進めていただきますようお願い申し上げます。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

奈良県中学校体育連盟
事務局 鶴川 純平

奈良県立教育研究所（火・木・金）

〒636-0343
奈良県磯城郡田原本町秦庄 22-1
TEL：0744-33-5156

下市町立下市あきつ学園（月・水）

〒638-0041
奈良県吉野郡下市町下市 3060
TEL：0747-52-3955
mail：nara.chutairen@gmail.com
URL：<https://nara-chutairen.asfweb.jp/>
